

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

埼玉県 戸田市

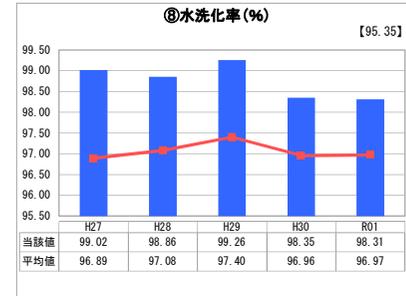
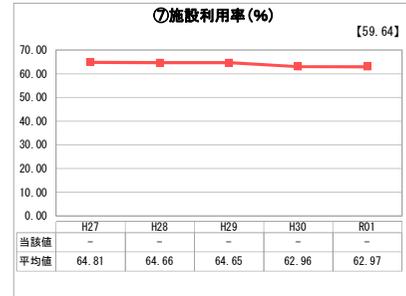
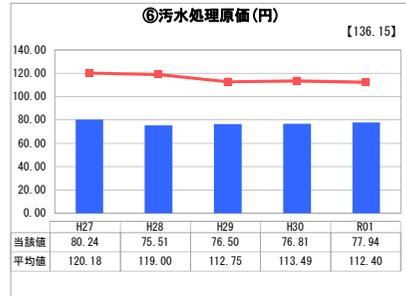
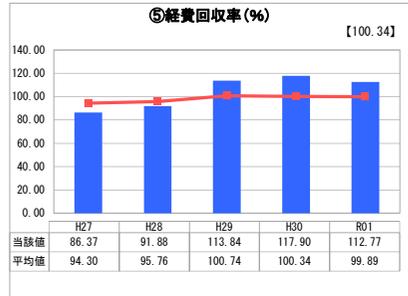
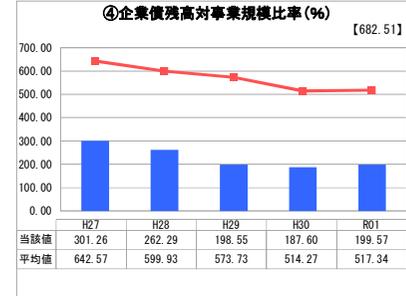
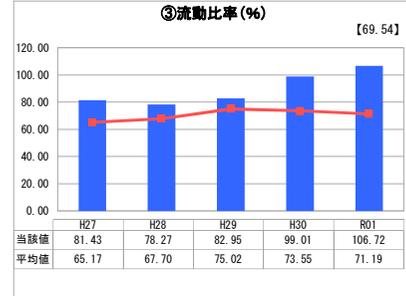
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Aa	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	57.32	92.01	78.15	1,023

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
140,642	18.19	7,731.83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
129,405	12.22	10,589.61

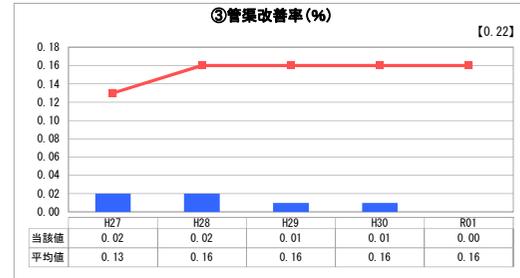
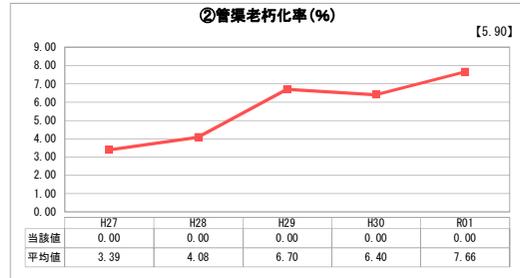
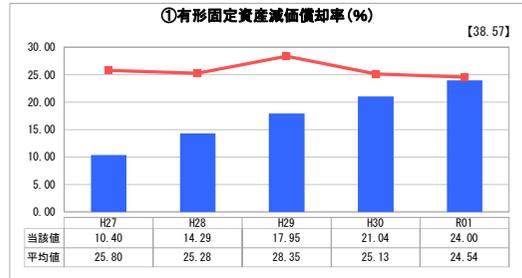
**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率**  
収益的収支の均衡を示す指標です。比率が100%を超えているため単年度収支は黒字となっています。また、⑤経費回収率が100%を上回り使用料収入で汚水処理費を賄えている状況です。
- ②累積欠損金比率**  
累積欠損金とは、収支の赤字が複数年度にわたり累積したものです。平成27年度に発生した欠損金は翌28年度の利益で解消したため、それ以降は累積欠損金が生じていません。
- ③流動比率**  
短期的な支払能力を示す指標です。令和元年度については100%を超え、短期的債務に対する支払い能力の改善が見られました。引き続き健全な経営を行っています。
- ④企業債残高対事業規模比率**  
企業債残高と使用料収入の割合を表す指標です。過去に借り入れた企業債の償還が順次終了しますが、設備投資を多く行ったため、前年度をわずかながら上回りました。
- ⑤経費回収率**  
使用料収入と汚水処理費用の均衡を示す指標です。平成29年度以降は使用料改定を行ったことで経費回収率が100%を超え、使用料収入で汚水処理費を賄うことができました。
- ⑥汚水処理原価**  
1m<sup>3</sup>の汚水を処理するのに要する費用を示す指標です。本市は市域が狭く平坦な地形で、建物が密集しているため、設備をコンパクトかつ効率的に利用できることから、効率的に汚水処理を行うことができます。その結果、他団体と比較して汚水処理原価が低い傾向です。
- ⑦施設利用率**  
下水道施設の利用状況を示す指標です。本市は下水道処理を保有していないため、本指標は該当しません。
- ⑧水洗化率**  
下水道が整備されている区域内で、実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の割合を示す指標です。前年度より率が減少していることから、下水道を整備する際の接続発注により注力し、今後も100%を目指し継続促進に取り組みます。

### 2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率**  
有形固定資産の減価償却の進捗度や資産の老朽化を示す指標です。類似団体よりも低い比率となっているものの、年々上昇しており、下水道管渠やポンプ施設等の老朽化が進行しています。老朽化した管渠の改築更新を効率的に実施するため、管渠調査による老朽化状況の把握に努めます。
- ②管渠老朽化率**  
全ての管渠のうち法定耐用年数を超えた管渠の割合を示す指標です。令和元年度では、法定耐用年数を経過した管渠は保有していません。
- ③管渠改善率**  
全ての管渠の延長に対し、当該1年間に更新された管渠の割合を示す指標です。令和元年度では更新管渠はありませんでした。これは法定耐用年数を経過した管渠が無いことと、下水道未整備地区の整備を優先しているためであり、管渠の状況が必要に応じて、計画的に更新を行っています。

## 全体総括

平成29年度に使用料改定を行い、経費回収率が100%を超えて独立採算による事業運営を行っています。  
しかし、今後、管渠及びポンプ場施設等の老朽化に伴う更新費用の増加と下水道未整備地区の整備が重なり、建設改良費は増大していくことが見込まれることから、下水道ビジョンや経営計画等に基づいて、計画的な改築更新を実施していきます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。